

2023年度「高校生のための消費者講座」実施要領

1. 実施目的

- ・高校3年生が、新社会人として社会に出たときに、「賢い消費者」として安心して生活していくためには、学校教育段階から、「ローンやクレジット」の利用方法、悪質商法の勧誘事例、特に最近多い「インターネットによる架空請求・不当請求」などを学び、「マネートラブル」のしくみや関連法を理解しておく必要があります。これらの消費者生活に関する情報提供・学習を目的として、県内高校へ出前授業を行います。

2. 事業名称 高校生のための消費者講座

3. 主 催 一般社団法人島根県労働者福祉協議会

4. 実施時期・場所

実施時期	2024年10月～2024年3月
場 所	研修を希望する高等学校の指定する場所

5. 研修内容

- ・「消費」と「契約」
- ・若者の消費生活トラブル（アポイントセールス、キャッチセールス、マルチ商法、ワンクリック詐欺、サクラサイト商法等）
- ・クーリングオフ制度
- ・ローン利用のポイント
- ・クレジットカードのしくみ など

6. 受講対象 県内高校2～3年生（学校の判断による）

7. 研修費用 無料（テキストは主催者が持参）、ただし、会場の設営、撤収は学校で行ってください。

8. 研修講師 FP資格保有者による講師団（講師は主催者が要請する）の担当講師より学校側担当者へ連絡し、具体的な打合せを行います。

9. 実施について

- ・課外授業の一環として行うことを基本としますが、学校のニーズにより対応します。
- ・1回の研修は、概ね50分程度とします。
- ・プロジェクター、スクリーン、マイクをご用意ください。
- ・講座修了後、「アンケート」を実施しますので、後日、まとめて送付ください。

10. 教 材

- ・「高校生のための消費者講座」（プロジェクター教材）
- ・参考教材「マネートラブルにかつ!」……いずれも講師が準備します。

11. 申込締切日 2024年2月末

2023年度「働きはじめる高校生のためのワークルール講座」実施要領

1. 実施目的

- ・ 県内高校の就職希望者に「働きはじめる高校生のためのワークルール講座」の出前授業を行い、働くことの目的や雇用形態の特徴及び基礎的な労働法制を解りやすく講義し、就職前に働くことの意味をイメージする機会を提供します。もって、次代を担う若者（高校生）の雇用の定着・安定化を図り、地域社会を支える人材となるよう支援を行うことを目的とします。

2. 事業名称 働きはじめる高校生のためのワークルール講座

3. 主 催 一般社団法人島根県労働者福祉協議会

4. 実施時期・場所 実施時期 2023年10月～2024年3月
場 所 研修を希望する高等学校の指定する場所

5. 研修内容 働くことの意義や心構え、さまざまな働き方、高校生活と会社生活の違い、基礎的なワークルール（労働契約、労働規制、給与明細書、安心して働くための諸制度、退職時のルール）等、困ったときの相談先などについての情報提供と啓発研修を行います。

6. 受講対象 県内高校2～3年生（学校の判断による）
2年生には、主に働くことの意味、心構え、労働形態などを中心に講義し、3年生には、労働契約法、労働規制、労働基準法、就業規則などを中心に講義します。

7. 研修費用 無料(テキストは主催者が持参)ただし、会場の設営、撤収は学校で行ってください。

8. 研修講師 労働運動の専従役員による講師団（講師は主催者が要請する）の担当講師より学校担当者へ連絡し、具体的な打合せを行います。

9. 実施について

- ・ 課外授業の一環として行うことを基本としますが、学校のニーズに対応します。
- ・ 1回の研修は、概ね50分程度とします。
- ・ 講座修了後、「アンケート」を実施しますので、後日、まとめて送付ください。

10. 教 材 ・ 「働きはじめる高校生のためのワークルール講座」テキスト

11. 申込締切日 2024年2月末

